

## 福井県丹南広域組合職員の定年等に関する条例

平成12年 3月 3日条例第2号  
改正 平成14年 3月14日条例第1号  
改正 平成17年10月 1日条例第3号

### ( 目的 )

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

### ( 定年等 )

第2条 職員の定年等に関しては、越前市職員の定年等に関する条例（平成17年越前市条例第33号）の例による。

#### 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成14年条例第1号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成17年条例第3号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。